

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告します。

1 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を 369,500 円とすること。

イ 教育職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を 51,100 円とすること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和 5 年 12 月期の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を 1.25 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.05 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあつては、期末手当の支給割合を 0.7 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.5 月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.05月分とし、勤勉手当の支給割合を1.25月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、期末手当の支給割合を0.6月分とし、勤勉手当の支給割合を0.6月分とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び任期付研究員

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4875月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.225月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.5875月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5875月分とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

3 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、2の(2)のアについ

ては令和5年12月1日から、2の(2)のイについては令和6年4月1日から実施
すること。